

新型コロナウイルス感染症に係る
北海道 経営環境変化対応貸付【認定企業】 利子補給制度について

(趣旨・目的)

恵庭市では、新型コロナウイルス感染症等により、経営に影響を受けている事業者を対象に、北海道が実施する経営環境変化対応貸付【認定企業】の融資の利子を補助いたします。本制度により事業者の負担を軽減し、資金繰りを支援することを目的とします。

(制度概要)

補給対象者	市内に事業所を有している事業者で、北海道の「 <u>中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】</u> 」を利用した事業者。
利子補給金額	1回目から36回目までの支払利子額 ※融資額のうち、500万円以内の部分に対する支払利子額 ・・・利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業所(1個人)につき1回のみ
取扱期間	令和6年3月31日までに実行した融資制度に係るものが対象 ※令和6年4月1日以降に融資を受けた分については対象外です。
注意事項	① 本制度による利子補給については、毎年度の申請が必要となります。 ② 返済計画の変更等により、利子支払額に変更が生じた際は速やかに市にご連絡ください。
申込期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
申込先	恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線3331,3332)

(申請手続き)

(ア) 融資の実行後、恵庭市経済部商工労働課にご連絡ください。

※既に融資を受けている場合も、まずは市までご連絡ください。

(イ) 利子補給申込書の様式を送付いたしますので、取り扱い金融機関作成の利子額がわかる償還表(返済予定表)の写し、融資申込書またはあっせん申込書の写し、請求書とともに市に提出してください。

(ウ) 内部審査を経て、利子補給の決定後、指定の口座に入金いたします。

※代位弁済、廃業、市外への移転、繰上償還等が発生した場合には、補給した利子の一部または全部を返還していただく必要がありますので、必ずご連絡ください。

【ご相談・お問合せ】 恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131(内線3331,3332) FAX:0123-33-3137
